

工事監査結果にかかる

措 置 報 告 書

(令 和 6 年 8 月)

羽曳野市監査委員

監査委員告示第5号

工事監査結果に基づき講じた措置の通知の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和6年8月27日

羽曳野市監査委員 谷 干城
羽曳野市監査委員 竹本 真琴

記

1. 通知を行った者の氏名
羽曳野市長 山入端 創
2. 通知を受けた日
令和6年5月24日
3. 措置を講じた所属
土木部道路公園課
4. 講じた措置の内容
別紙のとおり

羽 土 道 第 488 号

令和 6 年 5 月 24 日

羽曳野市監査委員 谷 干 城 様

羽曳野市監査委員 竹 本 真 琴 様

羽曳野市長 山 入 端 創

令和 5 年度随時監査（工事監査）に基づき講じた措置について（通知）

令和 6 年 3 月 26 日付羽監第 603 号により通知のありました随時監査（工事監査）の監査結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項に基づき通知します。

(2) 設計に関する書類

② 設計照査

指 摘 事 項
設計図書の照査について確認したところ、設計委託業者及び工事請負業者側とも照査はしていたが、照査報告書は提出していなかった。 施工前に設計図書の照査を十分行うことは、施工精度の向上や施工上のトラブル防止等に役立つため、設計委託業者だけでなく、工事請負業者においても、過不足なく照査できるよう照査報告書の提出は必要である。 なお、照査後の設計図書（図面、数量等）の不整合等は確認されなかった。
措 置 内 容
設計委託業者及び工事請負業者側とも照査しているので、照査報告書を提出するよう指導してまいります。

(3) 特記仕様書

指 摘 事 項
特記仕様書は、共通仕様書を補足するとともに、本工事固有の技術的要求事項を定めておくべきものである。 本工事の特記仕様書では、5条にわたって本工事固有の技術的要求事項が記されているが、リスクマネジメントからは、地下埋設物や上空架空線の調査、近接構造物の保護など（施工計画書の7施工方法にも記されているが）を記入されるよう検討されたい。
措 置 内 容
特記仕様書に地下埋設物や上空架空線の調査、近接構造物の保護などを記入するよう検討してまいります。

(4) コスト縮減対策

指 摘 事 項
設計時点で、狭あい部の擁壁工法について、2案比較の上、安価な軽量盛土工法を採用していることは正しい判断ではあるが、比較した元の家が、予備設計時の新片土留め側溝と言う製品購入が難しいものであったため、一般的な製品も加え、比較検討することが求められる。
措 置 内 容
狭あい部の擁壁工法について、予備設計時に一般的な製品を加えて比較した結果、新片土留め側溝と言う製品購入が難しいものとなり、詳細設計の比較で安価な軽量盛土工法の採用に至った。 予備設計時の比較表を含め、詳細設計時の比較検討のまとめ方を工夫してまいりたい。

(6) 工期設定

指 摘 事 項
ただし、本工事では、設定した工期の妥当性の確認が行われていなかった。 建設産業では、これからの担い手を確保することが喫緊の課題になっているため、これまで以上に工期設定に留意する必要がある。 過年度の類似工事、簡易計算、工期設定支援システム等を利用して、設定した工期日数の妥当性を確認することが求められている。書籍：「改訂版 公共土木工事 工期設定の考え方」一般財団法人 建設物価調査会が参考になる。
措 置 内 容
工期設定の妥当性の確認について、書籍等を利用し研究してまいりたい。

(8) 施工管理に関する書類

③ 施工計画書

指 摘 事 項
施工計画書に適用基準を記載するとともに、ページ記載、特に施工方法の細目が分かるように指導されたい。
措 置 内 容
施工計画書に適用基準、ページ、施工方法の細目等を記載して作成するよう指導してまいりたい。

④ 工程管理

指 摘 事 項
工程遅延等に対するフォローアップ基準（10%等）や、具体的なフォローアップ対策を施工計画書に記載するよう、工事請負業者に指導されたい。
措 置 内 容
具体的なフォローアップ対策を施工計画書に記載するよう、工事請負業者に指導してまいりたい。

⑤ 品質管理（ 使用材料承諾、段階確認等 ）

指 摘 事 項
公共工事では、品質確保の観点から現場施工時の段階確認の実施が重要となる。本工事では、段階確認を適切に実施していることを確認した。 ただし、施工計画書に段階確認予定一覧表を記載するよう、工事請負業者に指導されたい。
措 置 内 容
施工計画書に段階確認予定一覧表を記載するよう、工事請負業者に指導してまいりたい。

⑦ 写真管理

指 摘 事 項
工事写真は、施工計画書に記している写真管理基準に準じて管理している。 黒板の文字が明確に読み取れるよう、また、不可視部分となる箇所は、確実に写真管理するよう、工事請負業者に指導されたい。
措 置 内 容
黒板の文字が明確に読み取れるよう、また、不可視部分となる箇所は、確実に写真管理するよう、工事請負業者に指導してまいりたい。

⑧ 環境管理

指 摘 事 項
工事中の環境対策として、排出ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械の使用、アイドリングストップ等の実施を確認した。 建設機械については、機械本体の工事写真だけでなく、ステッカーも撮影するよう、指導されたい。
措 置 内 容
建設機械本体だけでなく、ステッカーも撮影するよう、工事請負業者に指導してまいりたい。

⑨ 交通管理

指 摘 事 項
交通誘導員の配置については、工種、時間帯により変化するため、毎日の打ち合わせによる確認が重要となる。
措 置 内 容
交通誘導員の配置について、緊密に打ち合わせによる確認をしてまいりたい。

指 摘 事 項
過積載については、施工計画書に具体的な防止対策（図・写真入り）を記載するよう、工事請負業者に指導されたい。
措 置 内 容
施工計画書に具体的な過積載防止対策を記載するよう、工事請負業者に指導してまいりたい。

3 現地調査における所見

(2) 安全管理状況

指 摘 事 項
リスクアセスメントによる安全管理が実施されていなかった。 リスクアセスメントは、労働安全衛生法により努力義務化されている（平成18年4月1日施行）。 また、化学物質の製造・取扱いを行う場合のリスクアセスメントも実施されていなかった。 平成26年6月に、労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質については、業種、事業場規模にかかわらず、その対象となる化学物質の製造・取扱いを行う場合にリスクアセスメントを実施することが義務づけられている（平成28年6月1日施行）。 工事途中であるため、対象となる化学物質がある場合は、工事請負業者に導入を指導されたい。（厚生労働省「職場のあんぜんサイト」が参考になる）。
措 置 内 容
リスクマネジメントによる安全管理を徹底するよう工事請負業者に指導してまいりたい。

指 摘 事 項
本施工現場は、施工スペースが狭いため、車両接触や架空線との接触、近隣構造物や歩行者の安全確保に十分注意して施工を行われたい。
措 置 内 容
車両接触や架空線との接触、近隣構造物や歩行者の安全確保に十分注意して施工するよう工事請負業者に指導してまいりたい。